

令和7年度 墨田区基本構想調査特別委員会 運営方針

1 調査の目的

墨田区基本構想の策定に関する諸問題について、調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) 10年後、20年後も持続・発展可能な“すみだ”の実現を目指して

(内 容)

現基本構想の策定以来18年が経過し、デジタル化の急速な進歩、少子高齢化に伴う人口構成の変化、社会構造の変化など、社会経済状況は加速度的に変化を遂げ、区内においても東京スカイツリー開業や大学開学なども行われた。それらを背景とし、持続可能な“すみだ”の実現に向け、区民に身近な基礎的自治体として区民ニーズに的確に対応していくための新たな基本構想策定への検討が重ねられているところである。

区民と区が共有するまちづくりの基本理念や目指すべき将来の姿を描く区民共通の目標かつ自治体運営の最も基本となる指針である新たな基本構想が、地方自治の本旨である団体自治と住民自治の確立につながるものであるか、多様化する区民ニーズ、社会的課題に対応できるものであるかなどについて、区議会として検証するとともに、区議会としての意見を効果的に反映させていくため、本委員会では論点を明確にし、効率的な議論を行っていく。

3 調査期間及びスケジュール

6月中旬	・ 特別委員会運営方針（本書）を決定
7月上旬	・ 墨田区基本構想素案について説明を聴取、質疑を実施
8月下旬	・ 墨田区基本構想案について説明を聴取、質疑を実施
	・ 特別委員会調査報告書を作成
9月中旬	・ 本会議において報告・調査終了

4 調査の手法等

項 目			実施予定
先進自治体等への行政調査			
議会基本 条例関連	13条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	
		区民等との意見交換会等	
	14条	条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	
	19条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
	22条	委員会における研修会	

《概要》

1 委員間討議

委員会においては積極的な委員間討議を通じて、委員会としての合意形成に努めていく。

※ 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。